

令和元年9月10日

第18回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和元年9月10日（火曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館3階 第1～3会議室
3. 閉会年月日 令和元年9月10日（火曜日） 午後1時34分

4. 議案

- 議案第92号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
 議案第93号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
 議案第94号 農用地利用集積計画の決定について  
 報告第58号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について  
 報告第59号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について  
 報告第60号 農地法18条第6項の規定による通知書の受理について  
 報告第61号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 穴 水 佳 行	3 番 一 戸 昭 憲
4 番 大 柳 壽 憲	5 番 鎌 田 清 勝	6 番 鎌 田 政 永
7 番 工 藤 隆 志	8 番 窪 寺 洋 志	9 番 高 坂 繁 光
10 番 齊 藤 光 朗	11 番 佐 藤 紘 一	12 番 澤 田 今日一
13 番 堤 武 久	14 番 奈良岡 めぐみ	15 番 西 澤 清 光
16 番 西 塚 伸	17 番 福 士 修 身	18 番 福 田 公 夫
19 番 安 田 昌 樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

なし

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1 番 工 藤 努	2 番 澤 田 秀 一	3 番 工 藤 榮
4 番 工 藤 隆 正	6 番 風 晴 繁 雄	7 番 山 内 洋 一
8 番 山 田 正 樹	10 番 佐 藤 量 一	11 番 小 泉 作 郎
13 番 石 川 正 光	14 番 豊 川 明 子	15 番 野 呂 正 幸
16 番 天 内 輝 明	17 番 三 上 紘 史	19 番 成 田 貴 吉

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

5 番 木 立 忠 徳	9 番 木 立 れい子	12 番 齊 藤 直 美
18 番 出 町 鉄 昭		

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	三 上 正 俊	事務局 次 長	竹 内 芳
浪 岡 分 室 長	坂 本 公 平	主 幹	櫻 田 正
主 幹	堀 内 和 之	主 査	福 士 和 年
主 事	舘 岡 進 太 郎		

10. 農業委員及び推進委員以外の出席者

なし

11. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○議長（福士修身会長）

それでは、ただ今から、第 18 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

○議長（福士修身会長）

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員 19 名中 19 名が出席しております。なお、推進委員の方は、15 名が出席しております。以上でございます。

○議長（福士修身会長）

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。

あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。今まで、何回か議長の許可を得ず、意見を述べた方もいらっしゃいます。議事録の作成上、議長の許可を得てからにして下さい。よろしくをお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

続きまして、議事録署名者を指名いたします。6 番鎌田政永委員、7 番工藤隆志委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士修身会長）

異議なしと認めます。両委員にお願いします。

○議長（福士修身会長）

引き続き会期を定めます。会期は、今日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、会期は今日 1 日と決定いたします。

○議長（福士修身会長）

ただいまより議案審議に入ります。議案第 92 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 5 件、賃貸借権設定が 3 件、合計 8 件です。個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 3 ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されています。まず、所有権 98 ですが、こちらは、県外在住で耕作が困難であるため、経営規模を拡大したい受人へ売却するものでございます。次に所有権 99 と 100 ですが、こちらは、労力不足のため、自作地を拡張したい受人へ売却するものです。次に所有権 101 から 102 まででございますが、こちらは、親子間の贈与です。次に、賃貸借権 111 から 113 までについては、労力不足のため、経営規模を拡大したい借人へ賃貸借権を設定するものでございます。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより、2 ページ目の所有権移転の申請番号 98 番から 100 番までの審議を行うにあたり、高坂繁光委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(高坂繁光委員 退席)

○議長 (福士修身会長)

これより、所有権移転の申請番号 98 番から 100 番までについて審議を行います。質問・意見のある委員はどうぞ、発言ください。

○各委員

(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

所有権移転の申請番号 98 番から 100 番までについて、ご異議ありませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

異議なしと認め、許可することに決定いたします。高坂繁光委員を入場させてください。

(高坂繁光委員 入場)

○議長 (福士修身会長)

次に、3 ページ目の賃貸借権の申請番号 113 番の審議を行うにあたり、西塚伸委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(西塚伸委員 退席)

○議長 (福士修身会長)

これより賃貸借権の申請番号 113 番について審議を行います。質問・意見ありましたら、どうぞ。

○各委員

(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

賃貸借権の申請番号 113 番について、ご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長 (福士修身会長)  
異議なしと認め、許可することに決定いたします。西塚伸委員を入場させてください。

(西塚伸委員 入場)

○議長 (福士修身会長)  
それでは、議事参与制限があった所有権移転 98 番から 100 番まで、及び賃貸借権 113 番を除く本案について審議を行います。質問・意見ありましたら、どうぞ。どなたかございませんか。

○各委員  
(意見なし)

○議長 (福士修身会長)  
議事参与制限があった所有権移転 98 番から 100 番まで、及び賃貸借権 113 番を除く本案について、ご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長 (福士修身会長)  
ご異議なしと認め、許可することに決定いたします。

○議長 (福士修身会長)  
次に、議案第 93 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局  
説明させていただきます。本案は、浪岡地区の非線引都市計画区域内における自己所有農地の農地転用許可申請 1 件です。それでは、今回の転用案件について、「転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。

右上に議案第 93 号関係資料と記載している資料をご覧ください。受理番号 4 番案内略図①と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請概要につきましては、別紙の

とおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図概要、4 ページ目が案内図詳細、5 ページ目が法務局の地図、6 ページ目が農業振興地域整備計画農用地利用計画附図、いわゆる農用地区域の図面でございます。黄色表示が農用地区域と記載されておりますが、詳細を申し上げますと、黄色が農用地区域のうちの農用地、赤色が農用地区域のうちの農業用施設に供される土地のエリア、ということでございます。7 ページ目が土地利用計画図、8 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。9 ページ目が土地の登記簿謄本、10 ページ目が青森市長からの通知文書、これは「浪岡農業振興地域整備計画の変更について（通知）」でございます。これは、今農地転用しようとしている土地について、農用地利用計画中、耕作すべき「農用地」から「農業用施設」のエリアへ用途を変えたということが書かれています。農用地区域からの除外ではなくあくまでも用途を変えたということでございます。

議案第 93 号関係資料と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思っております。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地は農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内の農地については、農地転用は原則不許可でございますが、「市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地利用計画において指定された用途に供する場合」は例外的に許可できるものとされています。申請地については、今年 7 月の月例総会にて、浪岡農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について審議され、了承を得た後、同月下旬に計画の変更手続きが完了しております。この変更手続きが行われたことにより、この申請地は「農業用施設（倉庫、休憩所及び農業用ハウス兼格納庫）」の建設の用に供されるものと指定されましたので、転用目的と合致していることから、許可基準にあっております。次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議を行います。審議にあたり、三上紘史推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（三上紘史推進委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○6 番（鎌田政永委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい、鎌田委員どうぞ。

○6 番（鎌田政永委員）

6 番鎌田政永です。これは単純なミスなのかどうなのかわからないけど、6 ページの黄色い色ついてる図面、これ申請地の道路挟んで向かいにも同じ色ついてありますけど。後のものは申請地って書いてるけど、そういう風になってないから、これってどっちが。これ向かいの色ついてるのが正解なのか。道路挟んで向かいにも色ついてるじゃない。

○事務局

それも正しいです。

○6 番（鎌田政永委員）

それも正しいって、これは正しく無いってこと。

（もともとやっちゃってしまっているところ。そこ現在小屋建ってる、という声あり）

○6 番（鎌田政永委員）

今回は、関係ないってこと。わかりました。ありがとうございます。

○議長（福士修身会長）

他に質問ある方はいますか。本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。三上紘史推進委員を入場させてください。

（三上紘史推進委員 入場）



○議長（福士修身会長）

次に、議案第 94 号を議題とします。事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 10 件、集積計画の面積は、38,737 m<sup>2</sup>となっております。個別の内容につきましては、5 ページから 9 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。それでは、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（福士修身会長）

これより、5 ページ目の申請番号 72 番及び 73 番の審議を行うにあたり、工藤隆正推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（工藤隆正推進委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより、申請番号 72 番及び 73 番の審議を行います。質問・意見ありましたら、どうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

申請番号 72 番及び 73 番についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。工藤隆正推進委員を入場させてください。

（工藤隆正推進委員 入場）

○議長（福士修身会長）

次に、7 ページ目の申請番号 76 番の審議を行うにあたり、成田貴吉推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（成田貴吉推進委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより、申請番号 76 番の審議を行います。質問・意見ありましたら、どうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

申請番号 76 番についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。成田貴吉推進委員を入場させてください。

（成田貴吉推進委員 入場）

○議長（福士修身会長）

次に、8 ページ目の申請番号 78 番の審議を行うにあたり、天内輝明推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（天内輝明推進委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより、申請番号 78 番の審議を行います。質問・意見ありましたら、どうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

申請番号 78 番についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定します。天内輝明推進委員を入場させてください。

（天内輝明推進委員 入場）

○議長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった申請番号 72 番、73 番、76 番及び 78 番を除く本案について審議を行います。質問・意見ありましたら、どうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

議事参与制限があった申請番号 72 番、73 番、76 番及び 78 番を除く本案について、当該計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、当該計画は決定といたします。

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 58 号を議題とします。事務局説明願います。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で 1 件です。青森市農業委員会事務処理規程第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、受理通知書交付済です。以上

です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 59 号を議題とします。事務局説明願います。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が 6 件、使用貸借権の設定を目的とした転用届出が 1 件と合計 7 件になっております。青森市農業委員会事務処理規程第 7 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、受理通知書交付済です。以上です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 60 号を議題とします。事務局説明願います。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で 3 件でございます。以上です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員  
(了承)

○議長（福士修身会長）  
次に、報告第 61 号を議題とします。事務局説明願います。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局  
説明させていただきます。「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で 1 件です。報告の表中「現況（課税地目）」は「畑又は田」となっているのは、あくまでも固定資産課税上そうになっている、という趣旨でございまして、実際現地に行くと樹木が多数生えて、森林の状態であることを確認しております。なお、非農地証明書は交付済でございます。

○議長（福士修身会長）  
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員  
(了承)

○議長（福士修身会長）  
次に、事務局のほうから、その他に何かありますか。

(農業委員会活動記録簿の様式変更について)

(東青地区農業委員会大会の研修会で配付した農業委員会業務必携の正誤表の送付)

(農家相談の手引きの配付について)

(次回の月例総会は 10 月 10 日（木）午後 1 時から柳川庁舎 2 階大会議室で開催予定の連絡)

(工藤隆正推進委員から、人・農地プランに向けた意向調査に関する資料提供の可否について質問)

(事務局：一度持ち帰り、農業政策課と協議してから、回答する)

○議長（福士修身会長）  
これを持ちまして、第 18 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。